

気高人権福祉センターだより

発行:鳥取市気高人権福祉センター 〒689-0213鳥取市気高町下光元478-3 TEL:0857-82-3363 FAX:0857-82-3364

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は気高人権福祉センターの諸事業に対し、多くのご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年も「人権と福祉のまちづくり」の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、様々な事業に取り組んでまいります。今後ともご指導ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、皆様にとって実り多き一年となりますよう心よりご祈念申し上げ、

新年のご挨拶とさせていただきます。

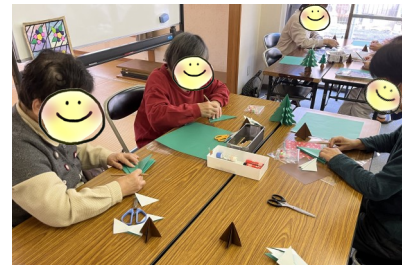
気高人権福祉センター 職員一同

◆ 事業の様子 ◆

折り紙教室

11月5日、13日(火、水)に開催

今回は「ステンドグラス」、「クリスマスツリー」を作りました。
両日ともに、みなさん楽しく作業されていました。
館内にも展示しておりますので、ぜひご覧ください。



これからの生き方がこれまでを決める

11月23日(土)に開催

落語家 7代目 桂 小文吾さんをお迎えして、公演&落語をしていただきました。
みなさん、お話に引き込まれていき、時間があっという間にすぎた一席でした。

第2回 料理教室

11月29日(金)に開催

今回は、腸活をメインに料理を作りました。
また、腸内環境を整えるために必要なこと、便秘を防ぐために取り入れてほしい食材など詳しいお話を聞きました。



災害時における人権問題

◆ はじめに

近年、平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、全国各地で気候変動とその影響が現れています。

このような中、災害は突然発生し、私たちの暮らしに大きな影響を与えます。

そのため、日頃から防災の備えや避難経路確認などがとても大切です。



◆ 災害時に必要なこと

- ・被災者の不安な気持ちを理解し、その心に寄り添う支援ができるような体制づくり
- ・高齢者や子ども、傷病者等、それぞれに合わせた配慮をしていくこと など

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂より引用、抜粋

◆ 偏見や差別をなくすために

大きな災害が発生した際、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、人権侵害に当たり得るだけでなく、避難や復興の妨げをするおそれがあります。



正しい情報と冷静な判断に基づいて、思いやりの心を持って行動しましょう。

法務省HP「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくしましょう」より引用、抜粋

◆ 最後に

災害時、一人ひとりが命を守ることに必要なことは何かを考え、自分自身のこととして普段から備えることが求められます。

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂より引用

1月 鳥取市人権福祉センター 専門相談

◆ カウンセラー相談

日時：14日(火)・28日(火) 15:00～17:00
定員：各日とも2名(1人：60分)

【場所】鳥取市人権交流プラザ(幸町151)

◆ 夜間弁護士相談

日時：16日(木) 18:30～20:30
定員：3名(1人：30分)

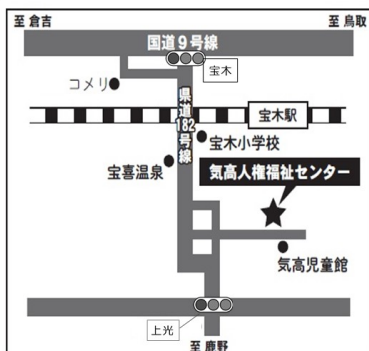
【問合せ】鳥取市中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241

(月～金/8:30～17:15)

予約制
相談無料

『 気高人権福祉センターへのアクセス 』



住所 鳥取市気高町下光元478-3

TEL 0857-82-3363

FAX 0857-82-3364

Mail : jin-ketaka@city.tottori.lg.jp

『 脳はつらつ気高教室 』 参加者募集!!

脳を元気にする習慣を身につけ、
仲間と楽しく交流しながら、
健康な毎日を目指しませんか？



開催日：毎月第4火曜日

時間：9:30～11:30

会場：気高人権福祉センター

内容：しゃんしゃん体操、リハビリ体操
月ごとのレクリエーション など